



図2：エネルギー起源二酸化炭素排出量の部門別の推移

## 2. 中間報告における排出量見通し

### (1) 既存対策の評価

2007年9月にとりまとめた本合同会合の中間報告においては、2007年5月の地球温暖化対策推進本部による「京都議定書目標達成計画の進捗状況」に基づき、京都議定書目標達成計画に示されている対策の進捗状況を評価した。

この中では、「我が国の地球温暖化対策は前進していると言えるものの、現状では、総合的に見れば、対策が十分に進捗しているとは言えない状況にある」とした上で、既存対策の加速化・強化の必要性を明らかにした。

### (2) 排出量の見通しと不足削減量

さらに、中間報告においては、上記の進捗状況点検結果を踏まえ、社会経済活動量について一定の予測を置いた上で、2010年度の我が国の温室効果ガス排出量の見通しを行った。その結果、2010年度の温室効果ガス総排出量は12億7,300万t-CO<sub>2</sub>～12億8,700万t-CO<sub>2</sub>となることが見込まれ、京都メカニズムの活用量及び森林吸収量が現行目標達成計画のとおりとすると(京都メカニズムにより1.6%、森林吸収量により3.8%対応することとされている)、京都議定書の6%削減約束の達成に2,000万t-CO<sub>2</sub>～3,400万t-CO<sub>2</sub>(基準年度総排出量比で1.5%～2.7%)不足することを示した。

このことは、京都議定書の6%削減約束の達成のためには追加的な対策・

施策の導入が不可欠であることを示すものであり、中間報告以降、その具体化を進めてきた。

上記の見通しは、現行目標達成計画上の対策について、(1)の見込み通りの効果が実現されることを前提として算出されているため、その前提が確実に達成されるよう、各主体において引き続き積極的な取組がなされる必要がある。

例えば、一般電気事業者の販売する電力については、二酸化炭素排出原単位は現在 0.423Kg-CO<sub>2</sub>/kWh (2005 年度実績) と基準年度比横ばいであるが、目標達成計画においては、電気事業連合会の環境行動計画目標として 2008～2012 年度の平均で 0.34Kg-CO<sub>2</sub>/kWh 程度まで 20%程度低減するとしている。

これは、現行の目標達成計画上、「原子力の推進等による電力分野における二酸化炭素排出原単位の低減」において、一般電気事業者等の①原子力設備利用率の向上、②火力発電の熱効率の更なる向上等、③京都メカニズムの活用等を組み合わせた取組等により実現されるものと見込まれている。今後、原子力設備利用率が見込みを下回る場合でも、その他の取組と合わせて目標達成が図られるものと見込まれている。(なお、上記の 20%程度の低減のうち 15%程度の改善分については、一般電気事業者等による取組に加え、産業、民生、運輸の各部門の省エネルギー対策等の効果も含めたもの。)

これらの取組等により、一般電気事業者の二酸化炭素排出原単位が 20%程度低減されることとなり、2005 年度実績から約 6,600 万 t-CO<sub>2</sub> (下位ケース)～6,800 万 t-CO<sub>2</sub> (上位ケース) (基準年度総排出量の約 5.2%～約 5.4%) に相当する排出削減効果が見込まれ、その効果は産業、民生、運輸の各部門の排出削減につながるものであり、その着実な取組が必要とされる。

### Ⅲ 京都議定書目標達成計画の見直しに向けた対策・施策の強化

#### 1. 対策・施策の強化に当たっての視点

関連対策・施策の強化に当たっては、以下の視点の下、検討を進めてきた。

○ 今回の検討は、約束期間の開始を来年度に控えた最後の見直しであり、来年度から着実に削減するために、既存対策の進捗状況を十分に踏まえ、かつ、現行目標達成計画策定時以降の約束期間におけるマクロ経済情勢見通しの変化も考慮した上で、必要な対策・施策の追加・強化を適切に行い、6%削減約束の達成に確実に期す必要があること。

○ 6%削減目標のためには、全部門で排出削減のための一層の取組が必要となることは言うまでもないが、特に排出量の伸びが著しい業務部門・家庭部門の対策について、抜本的に強化することが必要であること。

○ さらに、個別部門対策を超え、また、短期的視点のみならず中長期的な観点も踏まえた上で、国民全体が総力を挙げて温室効果ガスを削減するよう、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革等を促すような対策の強化も視野において考える必要があること。

#### 2. 対策・施策の強化の内容

これまで本合同会合やその他の関係審議会・関係省庁により検討されてきた排出削減対策等については、下記のとおりである。

##### (1) 対策の具体的内容が定まっている対策

各対策・施策の2010年度の追加的排出削減効果見込みを【 】内に示す。なお、これらの効果については、追加対策同士の重複や既存対策との重複があり得ること、また、【 】内の数字は、これまでの会合において各省庁から示された資料に基づくものであり、今後の精査により変更があり得ることに留意する必要がある。

##### ① エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策

##### <分野横断的事項>

(自主行動計画の拡大・強化)【1,800万t-CO<sub>2</sub>(経済産業省所管業種分)】

自主行動計画については、本合同会合の中間報告等において、すべての省庁が所管業種に対する働きかけを一層強め、特に、取組が十分でな

い業種について、拡大・強化を図ることが必要とし、2007年10月に本合同会合として集中的・精力的なフォローアップを行ったところ、中間報告で指摘した業種のうち、現時点までに以下の各業種が①計画の新規策定、②定性的目標の定量化、③政府による厳格なフォローアップの実施、④目標引き上げを行った。

[本年度措置した業種]

- 計画の新規策定  
情報サービス、リース、特定規模電気事業者、家電量販店（経済産業省）、産業廃棄物処理、ペット小売り、新聞（環境省）
- 定性的目標の定量化  
生保、損保（金融庁）、電気通信事業（総務省）、倉庫、バス、タクシー、舟艇（国土交通省）
- 政府による厳格なフォローアップの実施  
LPガス、商社（経済産業省）
- 目標引き上げの促進  
食品製造（農林水産省）、化学、石油、セメント（経済産業省）、トラック、住宅生産（国土交通省）

他方、以下に掲げる業種については、中間報告において自主行動計画の拡大・強化の必要性を示したにも関わらず、現時点において未だ具体的な措置がとられていない（なお、この中には、計画は策定されたものの直近年度の実績等が示されていない業種、定量的な目標が設定されていない業種が含まれている。）。年度内の目標達成計画改訂に間に合わせるため、来年1月までに具体的措置が実行されるよう、関係各省庁は所管業種に対する具体的・積極的な働きかけを強化する（括弧内は所管省庁等）。今後、進捗状況を再確認するため、必要に応じ、再度フォローアップを行う。

[未措置の業種]

- 計画の新規策定  
ぱちんこ、ゲームセンター（警察庁）、信用金庫、信用組合、証券（金融庁）、学校（文部科学省）、病院（厚生労働省）、大規模展示場（経済産業省）
- 定性的目標の定量化  
テレコムサービス、民間放送、ケーブルテレビ、衛星放送、日本放送協会（総務省）、外食（農林水産省）、港運（国土交通省）
- 政府による厳格なフォローアップの実施  
銀行、生保、損保（金融庁）、たばこ製造、ビール酒造（財務省）、製薬、生協（厚生労働省）

設定された目標の水準を現時点において超過している以下のような業種については、今後、現時点での実績水準以上の目標への引き上げを行うよう促す。特にエネルギー消費原単位等を目標とする業種は、省エネ法における、工場・事業所のエネルギー原単位を中長期的にみて年平均で1%以上改善する目標との関係も考慮し、現時点での実績以上の目標引き上げを行うよう働きかける。これらについても、必要に応じ、本年度中速やかに再度フォローアップを行う。

[目標水準を現時点で超過している業種] ※は原単位目標の業種

たばこ製造、ビール酒造（財務省）、精糖、即席食品※（農林水産省）  
石油※、ガス、特定規模電気事業者※、自動車、鉱業※、石灰製造、アルミニウム※、板硝子、衛生設備機器、石灰石鉱業※、染色、ガラスびん、建設機械※、スーパー※、コンビニ※、百貨店※、DIY※、チェーンドラッグ※（経済産業省）、造船※、鉄道車輛※、ホテル、自動車整備、JR東海※、JR九州※、タクシー、船主※、定期航空※（国土交通省）、産業廃棄物処理（環境省）

また、京都議定書上の第一約束期間が2008年から2012年の5年間にわたることから、計画の目標についても、5年間の平均で達成するものとするよう促進する。

目標となる水準を、現時点（直近年度）において未だに達成していない業種について、未達幅を埋め合わせる今後の対策内容（京都メカニズムの活用を含む。）とその効果を可能な限り定量的・具体的に示すとともに、目標の確実な達成に向けた対策の着実な実施を促進する。そのうち、目標達成が困難となる場合に備えて京都メカニズムを活用する業種については、クレジットの取得量と取得時期について、可能な限り具体的な見通しを示すよう促すとともに、取得したクレジットを目標達成に活用する場合は、政府口座に無償で移転することとする。

また、目標達成の蓋然性をより向上するため、目標達成に向け、各業種を構成する企業間の責任分担の状況等について、現段階において確認するとともに、必要に応じ、その見直しを行うよう促進する。

京都議定書が温室効果ガス総排出量を目標としていることにもかんがみ、原単位のみを目標指標としている業種に対し、CO<sub>2</sub>排出量についても併せて目標指標とすることを積極的に検討するよう促す。

また、各業種においては、自主行動計画の参加事業所のCO<sub>2</sub>排出量について、温対法に基づく個別事業所の排出量データを活用し、先進的な取組事例を定量的に示すことも含め、更に積極的な情報開示を行うよう促す。

業務部門、家庭部門及び運輸部門における対策の抜本的強化が求めら

れているところ、日本経団連は、2007年6月に会員企業・団体に対するオフィス等での対策強化や、環境家計簿の利用拡大などを要請し、会員企業を対象とした調査等を実施しているが、加盟業種・会員企業の本社等オフィスにおけるCO<sub>2</sub>排出削減目標を包括的・業種横断的に、速やかに設定するよう促す。また、会員企業の社員の家庭における環境家計簿の利用拡大等の取組を更に促す。

また、産業界の業務・運輸部門における取組や、民生・運輸部門の排出削減への寄与については、製品のLCAの観点も踏まえた定量化も含め、可能な限り定量化を行うよう促す。

さらに、自主行動計画に基づく取組について、海外や消費者等への分かりやすい情報発信を行う。政府は、経済産業省所管業種の2006年度及び本年度のフォローアップ結果について、年内に英語によるHP掲載を行う。また、各業種においても、信頼性の高いデータに基づく国際比較を行うとともに、自主行動計画に基づく取組について積極的な対外発信を行うよう促していく。

(都市構造・地域構造の見直し) 【都市構造・地域構造の見直しによる効果の発現は中長期間を要すること等のため、第1約束期間中の定量的効果を算定することは困難】

様々な都市機能が集約し、公共交通が中心となる集約型都市構造の実現に向け、大規模集客施設等の都市機能の適正な立地の確保、中心市街地の整備・活性化による都市機能の集積促進、公共交通を中心とした都市・地域総合交通戦略を推進する。

複数の新エネルギー利用設備を地域・街区や建物へ集中的に導入するとともに、都市開発などの機会を捉え、公民協働の取組によりCO<sub>2</sub>の大幅な削減が見込める先導的な対策をエリア全体、複合建物で導入するなど街区レベルや地区レベルでの面的な対策を推進する。

また、モデル事業等による支援により、街区レベルや地区レベルで複数の建物が連携したエネルギーの面的利用の促進、まちづくり全体でのエネルギーの運営管理など面的な対策を行う。

(ヒートアイランド対策) 【0.5~2.3万t-CO<sub>2</sub>】

都市部における温暖化対策として、クールスポットや風の通り道となる緑地等の保全・創出を図るため、都市緑化を推進するとともに、屋上緑化などの施設緑化や保水性建材、高反射性塗装などヒートアイランド対策と省CO<sub>2</sub>化の両方に資する技術を一体的に導入する。

(公的機関の排出削減) 【16万t-CO<sub>2</sub>】

既に策定された政府実行計画及びこれに基づく各府省実施計画に基づき、全国の官庁施設において太陽光発電、建物緑化、ESCO等のグリ